

＜主な補償内容とご注意事項＞

お支払いする保険金の内容

1. 損害保険金

次の①～⑩の事故により保険の対象について生じた損害に対して、ご契約金額(保険金額)を限度に損害額(注1)から自己負担額(免責金額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約金額が保険価額(再調達価額)より低い場合は次の算式によって算出された額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金(注2)} = (\text{損害額(注1)} - \text{自己負担額(免責金額)}) \times \frac{\text{ご契約金額(保険金額)}}{\text{保険価額(再調達価額)} \times 80\%}$$

支払事由	自己負担額
①火災	—
②落雷	—
③破裂・爆発	—
④風災・雹災・雪災(注3)	—
⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	—
⑥給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	—
⑦騒擾・労働争議に伴う破壊行為など	—
⑧盗難(注4)	—
⑨水災	1万円
⑩建物付帯機械設備の電気的事故または機械的事故	1万円
⑪上記①～⑩以外の不測かつ突発的な事故	1万円

(注1)その損害が生じた地および時において、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額(再調達価額)によって算出します。ただし、修理可能な場合は、修理費用が再調達価額のいずれか低い額が限度となります。

(注2)ご契約金額(保険金額)が限度となります。

(注3)損害額が20万円以上となった場合に限り、また、次の(a)～(f)までに掲げる物に生じた左記④の事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。  
 (a)仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。)  
 (b)仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。)  
 (c)およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット(ポールを含みます。)  
 (d)建築中の屋外設備・装置  
 (e)棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置  
 (f)海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置  
 (g)屋外にある商品・製品など  
 (h)自動車(自動二輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)

(注4)設備・什器等を保険の対象とした場合、業務用通貨・預貯金証書の盗難について、1回の事故につき1敷地内ごとにそれぞれ次の金額を限度にお支払いします。

業務用通貨の盗難の場合	30万円限度
業務用預貯金証書の盗難の場合	30万円または設備・什器などのご契約金額(保険金額)のいずれか低い額を限度

2. 費用保険金・損害防止費用

損害保険金の他、次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。なお、お支払いする費用保険金などの内容および金額については「商品概要」の「②各種費用保険金」をご覧ください。

費用保険金などの種類

●臨時費用保険金	●残存物取片づけ費用保険金	●修理付帯費用保険金	●屋上緑化費用保険金	●法令変更対応費用保険金
●エコ対策費用保険金	●失火見舞費用保険金	●地震火災費用保険金	●損害防止費用	

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害(注1)
- 上記「1. 損害保険金」⑤～⑩、⑪の事故が発生した場合において、次に掲げる損害についても保険金をお支払いできません。
- 差押え、没収などの公権力の行使(注2)
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中的使用人の破壊行為による損害
- 発酵または自然発熱によって生じた損害
- 保険の対象の瑕疵(注3)、自然消耗・劣化・腐食
- 修理・清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(注4)
- 万引き、事務的・会計的な間違い
- 詐欺、横領または置忘れ、紛失
- 製造中または加工中の保険の対象に生じた損害
- 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

(注1)地震火災費用保険金はお支払いします。

(注2)消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

(注3)ご契約者、被保険者またはその使用人が、相当の注意をもって発見し得なかった瑕疵を除きます。

(注4)電気的事故または機械的事故の補償対象となる保険の対象については保険金をお支払いします。

保険金お支払い後のご契約について	損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(保険金額)(ご契約金額が保険価額(再調達価額)を超える場合は、保険価額(再調達価額)とします。)の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は減額されずご契約は満期日(ご契約期間の末日)まで有効です。
クーリングオフについて	一定の条件に該当する場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。  
 万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。  
 ・取扱代理店  
 ・最寄りの日本興亜損保【日本興亜損保の受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]
- 「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。  
 休日の火災・水濡れにより、保険の対象に損害が発生した場合に、すぐに駆けつけて、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害調査を実施します。  
 ・休日事故現場急行サービス【0120-258-110(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)]【サービス提供時間：土日、祝日、12/31～1/3の9:00～17:00】
- 必ず事前にご相談ください。 賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権については時効(損害が発生した時の翌日から起算して3年)がありますのでご注意ください。

- 「ビルディング総合保険“e”」はビルディング総合保険“e”追加特約および費用・利益補償条項不担保特約をセットした企業総合保険のペットネームです。また、自社ビルプランに付帯可能な営業継続費用の補償については、費用・利益補償条項不担保特約に代わり、喪失利益・収益減少防止費用不担保特約をセットしたご契約となります。
- このホームページは、「ビルディング総合保険“e”」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約の手続きその他ご不明な点については取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- ご契約に際しては、契約時にお渡しの「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。

財産の補償